

令和３年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：政策統括官付穀物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 雑豆 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第１項、第７条の３第１項及び第７条の４第１項 ○具体的な内容 「令和３年３月３１日まで」又は「令和２年度まで」とされているものを１年間延長する。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
0713.10	221	えんどう	417円 /kg	10%	無税	417円 /kg	10%	無税	10% (枠内) 354円/kg (枠外)	
0713.32	010	小豆								
0713.33	221	いんげん豆								
0713.34	291	バンバラ豆								
0713.35	291	ささげ								
0713.39	221	竹小豆								
0713.39	226	ささげ属又はいんげんまめ属 のその他								
0713.50	221	そら豆								
0713.60	291	き豆								
0713.90	221	その他の乾燥した豆								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和３年４月１日 ○適用期間 令和３年４月１日 ～ 令和４年３月３１日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 雑豆は、北海道の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物のひとつであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から農業経営上極めて重要な位置付けにある。 雑豆のうち、小豆、いんげんの作付面積については、長期的には減少傾向にあるものの、近年は回復傾向が見られる。 このような中、関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、一定数量を超える輸入については高税率を適用し、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。また、特別緊急関税制度により、基準数量を上回る、又は基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、本邦の産業に与え								

	<p>る損害を緩和する措置を講じている。</p> <p>なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間でその約束を実施していくこととされ、それ以後の措置については、現在行われている農業交渉に委ねられている。</p> <p><b>② 問題点</b></p> <p>国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上に向けた取組を進めているものの、依然として大きな内外価格差が存在している。</p> <p>我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。</p>																
<p>改正の必要性と目標達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>国産品が十分な競争力を確保していない現状において、本制度が維持できない場合、安価な外国産の輸入増加により、国内生産の維持が困難となり、輪作体系ひいては畑作農業（地域農業）の崩壊を招き、国内生産者に重大な影響を及ぼすことから、制度の延長が必要である。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>国産品の生産性の向上を図り、国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで、本制度を維持する必要がある。</p>																
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>需要者に対して安価な輸入品の供給を確保しつつ、国内生産が維持される。</p> <p>[令和元年度における適用実績（「減税額」は試算値（概算））]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：82,067 トン、10,906,099 千円</li> <li>・ 減税額：26,443 百万円</li> </ul> <p>(( 枠内輸入量 × 枠外税率 (354 円/kg)  — ( 枠内輸入額 × 枠内税率 (10%) ) により試算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税割当てを受けた者の数：70</li> </ul> <p>[内外価格差（小豆）]</p> <table border="1" data-bbox="491 1503 1477 1700"> <thead> <tr> <th></th> <th>国産品価格</th> <th>輸入品価格</th> <th>内外価格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年</td> <td>366 円/kg</td> <td>142 円/kg</td> <td>2.6 倍</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年</td> <td>425 円/kg</td> <td>135 円/kg</td> <td>3.1 倍</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>468 円/kg</td> <td>148 円/kg</td> <td>3.2 倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：国産品価格「農業物価統計調査」、輸入品価格「貿易統計」</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>なし</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と一定数量の範囲で実需者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が適当</p>		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	平成 29 年	366 円/kg	142 円/kg	2.6 倍	平成 30 年	425 円/kg	135 円/kg	3.1 倍	令和元年	468 円/kg	148 円/kg	3.2 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差														
平成 29 年	366 円/kg	142 円/kg	2.6 倍														
平成 30 年	425 円/kg	135 円/kg	3.1 倍														
令和元年	468 円/kg	148 円/kg	3.2 倍														

	である。
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 なし</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 なし</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第二条第二項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。」とされている。 雑豆は、北海道畑作農業の輪作体系を支える重要な作物であることから、本制度により安価な輸入品の無秩序な流入が防止されることは、国内生産者の保護に資する。</p> <p>④ 関連措置の内容</p> <p>ア 畑作構造転換事業 競争力のある畑作産地への構造転換を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入等の取組を支援する。 (令和元年度補正予算額 3,044 百万円)</p> <p>イ 産地生産基盤パワーアップ事業 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等を支援する。 (令和元年度補正予算額 34,750 百万円の内数)</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	雑豆の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	消費量の減少等に伴い作付面積は減少しているものの、関税割当制度及び特別緊急関税制度の延長により、国内生産が維持されているとともに、実需者の輸入原料の確保も図られている。